

○関西大学たかつきアイスアリーナ使用細則

平成18年6月22日

制定

(趣旨)

第1条 この細則は、関西大学たかつきアイスアリーナ管理規程第8条の規定に基づき、関西大学たかつきアイスアリーナ（以下「アイスアリーナ」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用)

第2条 アイスアリーナの使用は、次のとおりとする。

- (1) 大学の行事
- (2) 正課体育
- (3) 課外活動
- (4) 学生、生徒、児童、教職員等大学関係者の活動
- (5) 高槻市民をはじめとする地域住民を対象とした行事
- (6) その他アイスアリーナ委員会が、特にアイスアリーナの使用を適当と認めるスポーツ活動

(使用時間)

第3条 アイスアリーナの使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認める場合は、使用時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 アイスアリーナの休館日は、別に定める。

- 2 管理責任者が特に必要と認める場合は、休館日の使用を許可することができる。

(使用許可)

第5条 アイスアリーナの使用は、所定の手続により許可を受けなければならない。

(使用料)

第6条 アイスアリーナの使用料の扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号に規定する使用は、無料とする。
- (2) 第2条第3号から第6号までに規定する使用は原則として有料とし、使用料の額は別に定める。

(取消し又は変更時の使用料の取扱い)

第7条 アイスアリーナの貸与を受けて使用する者（以下「使用者」という。）が、使用開始日の6日前から前日までに貸与の申込みを取り消した場合は、貸与許可時の使用料金の2分の1を、当日に取り消した場合は、使用料金の全額を支払わなければならない。

(目的外の使用及び転貸の禁止)

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用したり、又は他の者にその全部若しくは一部を転貸してはならない。

(使用者の遵守義務)

第9条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) アイスアリーナの設備を無断で変更して使用したり、又は備品及び用具を無断で使用してはならない。
- (2) アイスアリーナにおいては、館内全面禁煙とする。また、所定の場所以外で飲食してはならない。
- (3) 使用者は、品位を旨とし、清潔及び整頓に協力し、特に火気や盗難に注意しなければならない。
- (4) 使用者は、その使用を終えたとき、又はその使用を停止されたときは、必ず使用場所を原状に復して返還しなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがある。

- (1) 施設の維持管理上必要が生じたとき。
- (2) 使用目的及び許可の条件に違反すると認めたとき。
- (3) 使用者の遵守義務に著しく違反すると認めたとき。

(損害賠償)

第11条 使用者が、施設及び備品を破損又は滅失したときは、原状を回復又は損害を賠償しなければならない。

(責任の免除)

第12条 関西大学は、アイスアリーナ、駐車場等、高槻キャンパス構内における事故・傷害・盗難について、一切の責任を負わない。

附 則

この細則は、平成18年6月22日から施行する。

附 則

この細則(改正)は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則(改正)は、平成28年12月19日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則

この細則(改正)は、2019年10月1日から施行する。